



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成27年11月24日
資料配布		14時00分

件名	<p align="center">「関西総合物流活性化モデル」を募集 ～関西物流を促進するビジネスモデルを産・学・官が支援～</p>
----	--

概要	<p>国際物流戦略チーム※1は、様々な事業者による独自のビジネスモデルを支援することとして、関西の陸・海・空による物流全般の促進を図る「関西総合物流活性化モデル」を募集します。</p> <p>○募集期間：平成27年11月26日（木） ～平成28年1月26日（火）</p> <p>○申請書類提出先・問い合わせ先：別添 平成27年度 「関西総合物流活性化モデル認定事業」※2 実施要領による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募された事業は「関西総合物流活性化モデル評価委員会」※3により事業内容を審査のうえ認定します。 ・ 認定された事業は、事業内容に応じて、国際物流戦略チームが広報活動を中心とした事業普及・拡大のための各種支援を行います。 <p>※1「国際物流戦略チーム」とは 陸海空にわたる国際物流のインフラ整備と活用に向けて関西の産・学・官が取り組んでいます。詳細は以下のHPアドレスをご覧ください。 http://www.pa.kkr.mlit.go.jp/kbutsuryu/top.html</p> <p>※2「<u>関西総合物流活性化モデル認定事業</u>」とは「<u>関空物流ニュービジネスモデル促進事業</u>」と「<u>阪神港利用促進プロジェクト</u>」を統合し、関西の物流全般を対象とした「<u>関西総合物流活性化モデル</u>」を認定する事業で、平成27年度、新たに創設。</p> <p>※3「<u>関西総合物流活性化モデル評価委員会</u>」とは 本委員会は、国際物流戦略チームが選任した学識者と、事務局で構成されています。</p>
----	---

取り扱い	平成27年11月26日 14時00分 解禁
------	-----------------------

配布場所	<p>近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 神戸海運記者クラブ 神戸民放記者クラブ みなと記者クラブ 神戸経済記者クラブ 和歌山県政記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ 和歌山地方新聞記者クラブ</p>
------	---

問合せ先	<p>国土交通省 近畿地方整備局 港湾空港部 TEL (078)391-3102 地域港湾空港調整官 酒井 貴司 港湾物流企画室長 山田 昭光</p>
------	--

「関西総合物流活性化モデル認定事業」について

経緯：

国際物流戦略チームでは、関西の物流の発展を目的としたビジネスモデルの認定事業として、関西国際空港については2009年度より「関西物流ニュービジネスモデル促進事業」を、阪神港については2013年度より「阪神港利用促進プロジェクト」を推進してきた。

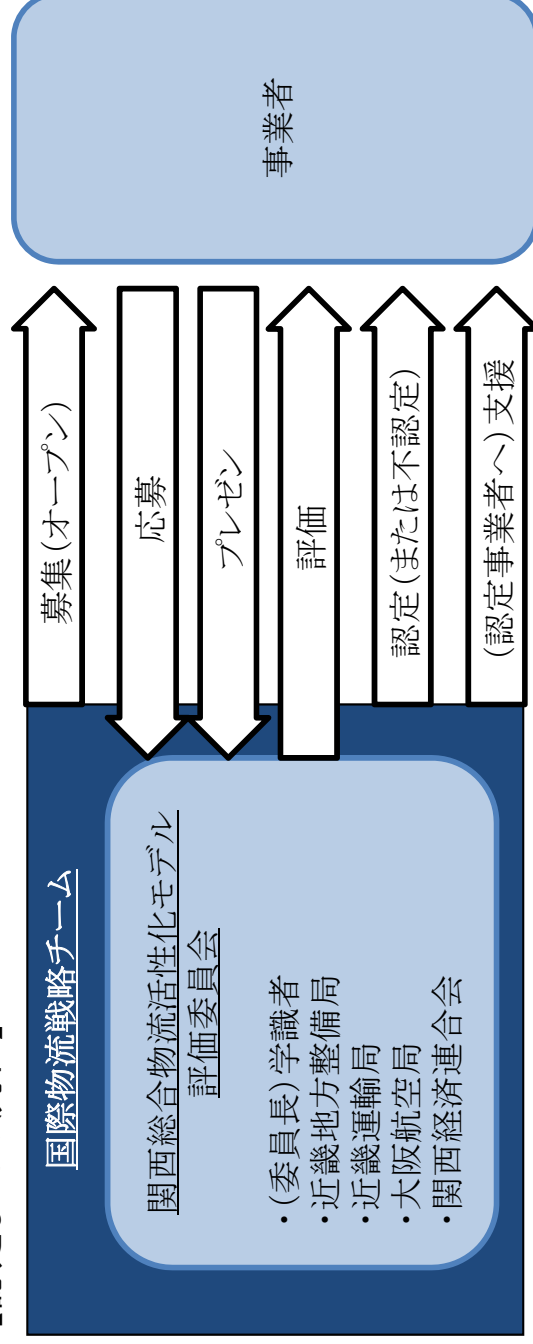
今般、関西の物流の更なる発展に向けて、関西国際空港や阪神港に限らない関西の物流全般を対象とするビジネスモデル認定事業として発展的に両プロジェクトを統合、新たに「関西総合物流活性化モデル認定事業」を創設することとする。

目的：

関西の陸・海・空、全般を対象とし、事業者が行っている物流サービスの中で効果が高いもの（環境面も含む）を認定し、事業推進の支援を通じて、関西の総合物流の発展を推進する。

新規モデルのみならず、既存の優れた取り組みについても掘り起こし、周知を図る。

【認定までの流れ】



【評価基準】

- ・ 関西の物流促進効果がみこめるか
- ・ 独自性が高い、あるいは先進的な取り組みか
- ・ 事業遂行能力があり、継続性が見込まれるか
- ・ 事業の実施体制が適切か

【事業者への支援方法】

- ・ 国際物流戦略チームのホームページにおいて認定モデルを紹介
- ・ 物流セミナーでのプレゼンテーション機会の提供、認定モデルのパネル作成・配布
- ・ 国際物流戦略チーム構成員による広報協力
- ・ 認定事業者が作成する営業媒体等へのモデル認定事業の表記

【オプザバー】

※必要に応じて

など

平成27年度「関西総合物流活性化モデル認定事業」実施要領

平成27年11月26日

国際物流戦略チーム

1. 趣旨

(1) 目的

本事業は、関西の陸・海・空の物流全般において、事業者主体による、産業界のニーズに的確に対応した独自性の高い国際物流サービスの開発と普及を促進することにより、関西の産業発展と物流の機能強化に寄与することを目的とします。

(2) 概要

本事業では、関西の物流全般を対象に企画を募集し、その中から、産業界のニーズを的確に満たす独自性あるビジネスモデルを認定し、事業促進を支援します。

2. 募集方法

(1) 応募対象

- ①：過去に国際貨物の取り扱い実績がある物流企業、商社、荷主企業
- ②：①の事業者に対し物流に関連するサービスを提供する事業者
- ③：①または②の事業者を代表とする協議会等の団体
- ④：その他、適当と認められる事業者

(2) 提案事業企画の要件

- ・ 関西の物流機能（陸・海・空）を利用した国際物流の効率化や促進、あるいは環境改善に寄与する事業であること
- ・ 先進性、あるいは独自性の高い取組であること
- ・ 実施事業について、適宜の情報提供、成果（取扱貨物量、効果、事例等）の公表ができること
- ・ 現に実施されている事業又は認定の翌年度に事業を開始し、一定の期間継続して実施されること

(3) 募集スケジュール

平成27年11月26日 応募受付開始（～平成28年1月26日募集締切）

平成28年2月中旬 認定可否決定

平成28年3月頃 国際物流戦略チーム本部会合において認定結果を報告

※募集締切後の審査期間中に評価委員会を開催し、申請者より申請内容について事業概要等を委員にご説明いただく予定です。

(4) 応募書類の提出

別紙1「平成27年度関西総合物流活性化モデル 認定申請書」に必要事項を記入のうえ、必要添付書類とあわせて、下記の書類提出先にメール又は郵送でご提出ください。
ご提出いただいた書類及び資料の返却はいたしませんので予めご了承ください。

3. 認定方法

応募された提案事業については、「関西総合物流活性化モデル評価委員会」により事業内容を審査のうえ認定します。委員による審査は、別紙2「関西総合物流活性化モデル評価委員会 評価基準」に沿って行います。委員会において事業内容について申請者からプレゼンテーションしていただくほか、必要に応じて収支計画、貨物量の見込み等を提出していただくことがあります。

4. 支援内容

(1) 国際物流戦略チーム本部会合での告知

認定された事業の申請者は、国際物流戦略チーム本部会合において、事業内容を発表し、関係者に周知することができます。

(2) その他広報活動

認定された事業は、事業の内容に応じて国際物流戦略チームによる告知活動など、事業普及・拡大のための各種支援を行います。

5. 申請書類提出先・問い合わせ先

(空港関連)

大阪航空局 空港部 関西国際空港・大阪国際空港課 担当：大畑、天野
TEL：06-6949-6209 FAX：06-6949-6219
〒540-8559 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館 14F

(港湾関連)

近畿地方整備局 港湾空港部 港湾物流企画室 担当：黒川、島津
TEL：078-391-3102 FAX：078-325-8288
〒650-0024 神戸府中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

(その他物流関連)

近畿運輸局 交通政策部 環境・物流課 担当：杉本、待田
TEL：06-6949-6410 FAX：06-6949-6169
〒540-8558 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館 12F

6. メールでの申請書提出・お問い合わせ先

「関西総合物流活性化モデル認定事業」について、メールでの申請書の提出やお問い合わせにつきましては、以下よりお願いいたします。

pa.kkr-hnk-kansaisougou@ml.mlit.go.jp

※国際物流戦略チームは、阪神港や関西国際空港等の活用等を図りつつ、国際物流の効率化を通じた関西経済の活性化を目指し、産学官が一体となって各種方策に取り組む組織です。

産：関経連、商工会議所、船社、港運・倉庫、フォワーダー、陸運、内航海運 等

学：大学・研究機関等、経済・物流の学識経験者

官：総合通信局、財務局、税関、経済産業局、地方整備局、運輸局・運輸監理部、航空局、海上保安本部、入国管理局、検疫所、関係府県市 等

別紙1

平成 年 月 日

申請者名

代表者名

印

平成27年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名または サービス名	
2. 事業概要	
3. 事業期間	
4. 関西地域の物流促 進に寄与する点	
5. 事業の独自性や 先進性	
(参考) 国際物流戦略 チームに期待す るサポート	

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

以上

平成27年〇月〇日

申請者名 ○○○○株式会社

代表者名 □□ ▲▲ 印

平成27年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書（記載例）

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名またはサービス名	内航コンテナ船による九州-阪神港間輸送
2. 事業概要	九州地域発着の東南アジア、北米向け貨物を、阪神港にフィーダー輸送し、阪神港で本船に積み替えて輸送する。
3. 事業期間	H28年4月から
4. 関西地域の物流促進に寄与する点	釜山港等でトランシップされていた貨物を阪神港トランシップに切り替えることで、阪神港の国際物流貨物量の増加に寄与する。
5. 事業の独自性や先進性	既存サービスよりも寄港先、寄港スケジュールを拡充し、顧客のニーズを的確に満たす。
(参考) 国際物流戦略チームに期待するサポート	・九州、四国、中国地方での知名度向上のために、各地方の国際物流戦略チームに対する広報。 ・関西荷主企業への周知。

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

平成27年〇月〇日

申請者名 ○○○○株式会社

代表者名 □□ ▲▲ 印

平成27年度 関西総合物流活性化モデル 認定申請書（記載例）

関西総合物流活性化モデルの認定を下記の通り申請します。

記

1. 事業名またはサービス名	関空を利用した「食の輸出」促進事業
2. 事業概要	注目度の増している日本食に着目し、関西から海外への輸送を拡大するため、食料品の輸出の促進に資する新しい輸送のサービスを構築する。
3. 事業期間	H28年4月から
4. 関西地域の物流促進に寄与する点	食料品向けに低コストで利便性の高い輸送サービスを提供することで、日本発海外向けの食料品輸送の地位を確立し、関空からの輸出促進に寄与する。
5. 事業の独自性や先進性	食料品を空港内で適切に保管、梱包できる施設を完備することで「食の輸出」を促進する。
(参考) 国際物流戦略チームに期待するサポート	各PR媒体を活用した広報支援

連絡先	所在地：〒	
	担当部署・役職・氏名	
	TEL:	FAX:
	Email:	

【添付書類】：事業企画書

※事業企画書の書式は自由です。

※事業企画書には事業の実施体制および実施スケジュールを必ず記載して下さい。

平成 27 年 11 月 26 日

関西総合物流活性化モデル評価委員会 評価基準

【評価・採択基準】

関西総合物流活性化モデルの評価にあたっては、以下の項目について、提出書類及びプレゼンテーション等に基づき総合的に判断し、認定の可否を決定する。

評価項目
① 関西の物流促進効果が見込めるか
② 独自性の高い、あるいは先進的な取組であるか
③ 事業の遂行能力があり、継続性が見込めるか
④ 事業の実施体制が適切であるか

【各評価項目の採点方法】

①物流促進効果

採点基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流量の拡大が具体的に見込める ・ コスト削減効果が見込める ・ リードタイムの短縮が見込める ・ 輸送品質の向上が見込める ・ セキュリティ水準の向上が見込める ・ 在庫管理、生産管理の向上が見込める ・ 陸、海、空の異なるインフラの事業者が連携した取組である ・ 関西の物流施設（空港・港湾・鉄道・道路など）を利用したサービスの充実が見込まれる ・ 顧客の物流上のニーズを満たすサービスである <p style="text-align: right;">など</p>

②独自性・先進性

採点基準
<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界において先進的な物流アイデア、技術を活用した取組である ・ 既存の商慣行・商習慣を変革し、物流の効率化を実現したものである ・ 既存のビジネスモデルを工夫・改良し、サービスの充実を図るものである ・ 将来的に関西物流の発展につながる構想を有する ・ 関西の地域的特長を生かした、あるいは地域に根差した事業である <p style="text-align: right;">など</p>

③安定性・継続性

採点基準	
<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画の内容が具体的である・ 事業の遂行能力を有しており、安定的に事業を実施できる・ 事業遂行上の手法が適切である・ 翌年度以降も事業を継続して実施する見込みがある	など

④実施体制

採点基準	
<ul style="list-style-type: none">・ 適切な人員、組織、設備等を有しており、実施体制が適切である・ 事業者同士の連携が円滑に行われる体制が整えられている	など

以上